

津別町太陽光発電システム設置費補助金

津別町では、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を促進し、地球温暖化対策に寄与するため、一般住宅に太陽光発電システムを設置する方を対象に補助金を交付します。
※ 工事着手前の事前申請になりますので、設置予定の方は必ず事前にご相談ください。



補助対象者

- ①町内に住所を有する方で、町内において自ら居住する住宅等に新たに太陽光発電システムを設置する方、または自ら居住するための太陽光発電システム付きの住宅等（新築のものに限る）を購入する方。ただし、借地・借家等に居住している方が設置する場合は、当該土地・建物の所有者の承諾を得ていること
- ②町税を滞納していない方
- ③発電システムの利用状況等について、町が行う調査に協力できる方

補助対象となる太陽光発電システム

- ①太陽光発電システムの条件（次の全てに適合するもの）
 - ・低圧配電線と逆潮流有りで連結し、電力会社と電灯契約及び余剰電力の売買契約を締結できること
 - ・発電出力が10kw未満の設備であること
 - ・日本工業規格等で認められていること
 - ・未使用であること（中古品は対象外です）
- ②補助金対象範囲
 - ・太陽電池モジュール、架台、接続箱、インバーター、発生電力量計、直流側開閉器、保護装置、売買電力量計、配線・配線器具の購入、据付、設置工事に関する費用



補助金の額 設置（購入）した太陽光発電システムの最大出力の値（kw表示とし、小数点以下第2位未満は四捨五入）に1kw当り4万円を乗じて得た額。ただし、補助金限度額は12万円となります。

問い合わせ・申請先 産業振興課 再エネ推進係 ☎ 77 - 8387

～後期高齢者医療制度のお知らせ～ 令和3年度の保険料等について

■ 6月に保険料額をお知らせします ■

令和3年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たりの額】 52,048円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得-最大43万円)×10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 ※100円未満切り捨て
------------------------------------	---	--------------------------------------------------------	---	--------------------------------------------

○1年間の保険料の上限額は64万円です。

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

◆保険料の軽減

①均等割の軽減

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和31年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	令和3年度 均等割の軽減割合	軽減後の 年間均等割額
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割	15,614円
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割	26,024円
43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割	41,638円

※令和2年度に7.75割軽減該当だった方は、令和3年度より7割軽減に見直されました。

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかわらず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります(52,048円→26,024円)。
- ※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

問い合わせ先 保健福祉課 国保係 後期高齢者医療担当 ☎ 77 - 8379
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601

木質ペレットストーブ購入費補助のご案内

地球温暖化防止や津別町の森林資源の地産地消を目指し、木質ペレットストーブを購入する方に対して、購入費の一部を補助します。

補助の対象者

- 津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会などの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方
- 町税を滞納していない方
- 令和4年3月31日までに購入し、設置できる方
- ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニター調査に協力できる方

補助金の額

○ペレットストーブ（中古品を除く）本体（設置費等を除く）の税抜き価格の3分の2以内（千円未満は切り捨て）で、1台25万円を限度とします。

その他

- 申請様式は町ホームページからダウンロードできます。
<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/05guide>
- 補助の申請及び交付等については、津別町木質ペレットストーブ導入支援事業補助金交付要綱によります。

※ 補助を希望される方は、ペレットストーブ購入前に補助の申請手続きを行ってください。



問い合わせ・申請先 産業振興課 再エネ推進係 ☎ 77 - 8387